

2016年6月20日

大阪府御中

コーポレート・カタリスト・インディア・
プライベート・リミテッド

インド投資環境レポート6月

<インドでの最近の動向>

インド政府が防衛、航空産業で100%の外国直接投資を許可

インド政府は、単一ブランド小売業、民間航空業、空港建設、薬品、畜産と食品産業について、外国直接投資（FDI）の規制を緩和した。同緩和により、防衛産業は政府承認ルートにより100%のFDIが認められ、食品産業でのEコマース、グリーンフィールドの医薬品業界で自動承認ルートにより100%のFDIが認められた。また、ブラウンフィールドの医薬品業界は自動承認ルートにより74%までの投資が認められ、それを超える場合には政府承認ルートとなる。民間航空業に関しても100%のFDIが認められ、49%までは自動承認ルート、それを超える場合には政府承認ルートとなる。

インド国内3州で4車線道路建設のため、インド政府が90億ドルを支出

インド政府はパンジャブ州、オデーシャ州、マハラシュトラ州の3州で、三つの国道を四車線化する計画を承認した。これには90億ドル相当の投資がかかると見られ、渋滞が激しい地域の交通状態をかなり改善すると見られている。高速道路として建設されるこの道路の総距離は、それぞれパンジャブ州で820Km、オデーシャ州で151Km、マハラシュトラ州で87Kmに及ぶ。

証券化商品の取引量が60%上昇

インドの2015年度の証券化商品の取引量は、過去8年間で最高となる106億米ドルとなり、前年度から60%上昇した。非銀行系金融機関などが発起人となり、ローンなどの直接販売や証券化商品の銀行への売上が前年度比で良好な実績となっており、またパススルー証券の取引量も増加した。

インド産の自動車部品産業で2016年度8.8%の成長

インド国内の自動車部品産業は、前年度比で8.8%ととなり390億米ドル規模への成長をとげた。輸入も138億米ドル、9.3%という急速な成長をみせた。2014-15年間の自動車部品部門への投資も4.4億米ドルから6.6億米ドルの間で推移した。この産業は当年度の自動車販売の回復とともに、早い時期から2桁成長を記録することが見込まれている。

インド政府が店舗、ショッピングモール、レストランの24時間無休営業を許可する法案を承認

インド政府は、雇用拡大と輸出を促進するための特別法案を承認した。この法案は、雇用創出、経済規模の拡大、輸出の拡大の促進などといった労働者にとって有益な方針を含む。この新しい方針は、グローバル市場におけるコスト競争を改善することでインドの織物業やアパレル業を強化するであろう。_____

インド人は耐久消費財の中で最も自動車に支出

2014 年度、耐久消費財にかかるインドの家計支出のうちもっとも高い割合を占めたのは自動車であった。この傾向は都市部、地方ともに共通であり、家庭用、業務用共に共通であった。二番目に高い割合を示したのは宝石であった。これも都市部・地方ともに共通であった。これらのほかで高い割合を示したのは、空調、冷蔵庫、扇風機、湯沸かし器、そしてコンピュータ、タブレット、スマートフォンといった電子機器であった。

経済特別区 (SEZ: Special Economic Zones) からの輸出が 2015 年度 707 億 US ドルまで上昇

2015 年度、204 の経済特別区からの輸出合計額が 707.5 億米ドルまで上昇した。この要因としては同地域における規制緩和が考えられる。2016 年 3 月までにこれらの地域は 570 億米ドルに相当する投資を集めた。最も SEZ が多い州は、タミルナド州、カルナタカ州、テランガナ州、マハラシュトラ州である。

日産が MyTVS と戦略的パートナーシップの関係を構築

日産は、自動車のアフターサービス事業を行う MyTVS のとの提携を通じ、自社のサービスネットワークを強化した。MyTVS (TVS Automobile Solutions によりブランド名を保有されている) と提携することにより、日産は既に保有する 23 のディーラーネットワークに加え、タミルナド州において 8 つの拠点 (認定日産事業所、NASP) を持つこととなり、自社と Datsun 社の顧客に対し、より多くのサービスの選択肢を提供することができる。Datsun 社は、6 月初旬より、インド国内で redi-GO urban cross という第三の車種の販売を開始したばかりだ。

TPG が ICICI ホームファイナンスを 34 億ドルで買収予定

米国資本の投資ファンド TPG が印不動産ローン大手 ICICI Home Finance を 34 億ドルで買収する公証手続きに入った。TPG は既にインドに対し 10 億ドルを投資している。同社はインドで、Janalakshmi Finance や Shriram Capital などといった企業を買収している。

<インドの規制環境>

インドへの事業進出を考える場合、さまざまな形態が考えられる。今回はインドへの事業進出の手法について説明したい。インドへの事業進出は基本的には大きく2つの進出方法に分けられる。なお、進出事業がインドにおける制限業種に該当する場合には、インド当局の事前の承認が必要となるため留意する必要がある。

- インドにおいて、日本本社に帰属した出先機関の設置
- インドにおいて本社と独立した事業体を新設

前者の場合には外国法人としてインドに事業所を設置することになるため当該事業所の活動範囲が限定的である一方、年間で必要となるコンプライアンスが比較的緩和されている。一方で後者の場合には日本本社とは別にインド国内独立した法人を設立するため会社定款に従い広範な活動が認められる一方、年間で必要となるコンプライアンスが多くなる。

本社に帰属した出先機関を設置する場合、駐在員事務所、支店、プロジェクトオフィスの3つの手法が用意されている。それぞれの特徴は次の通りである。

① 本社に帰属した出先機関での進出

	駐在員事務所 (Liaison Office, LO)	支店 (Branch office, BO)	プロジェクトオフィス
RBI¹承認	事前の承認必要	事前の承認必要	原則不要
設立条件	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自国にて過去3年間利益を確保していること ・ 純資産をUSD50,000以上有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自国にて過去5年間利益を確保していること ・ 純資産をUSD100,000以上有すること 	<ul style="list-style-type: none"> ・ インド国外の本社がインドのパートナーとの間で特定プロジェクト実施のための契約を締結していること ・ 別途、必要資金確保の要件²もあり
認められる活動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本社(またはグループ会社)のインドにおける代表行為 ・ インドでの輸出入の促進活動 ・ 本社、またはグループ会社と、インド企業との提携促進活動 ・ 本社とインド企業の連絡機能としての活動 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製品の輸出入 ・ コンサルティングサービス提供 ・ 本社事業分野の調査業務 ・ 本社、またはグループ会社と、インド企業との提携促進活動 ・ 本社の購入、販売代理人活動 ・ IT・ソフトウェアの開発 ・ 本社、またはグループ会社への販売製品の技術的サポート ・ 外国航空・船舶会社の事業 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当プロジェクトに関わる活動

¹ RBI: Reserve Bank of India。インドの中央銀行である。

² 以下のいずれかの条件を満たす必要がある。①外国からの送金によりプロジェクトの支出を賄う、②国際的な金融機関により支出を賄う、③政府当局による適切なプロジェクト契約、④パートナー企業が、政府系金融機関またはインド国内銀行からの長期融資により支出を賄う。

法人税	・原則、恒久的施設 ³ には該当せず。法人所得税の課税対象に該当せず。(上述の活動範囲の順守は必須)	・税務上恒久的施設(PE)に該当し、毎年、法人所得税の納税が必要	・税務上恒久的施設(PE)に該当し、毎年、法人所得税の納税が必要
その他	・ インドにおけるビジネス活動または収益を得る行為は不可 ・ 駐在員事務所にかかる全ての支出は本社からの外国送金によって賄う必要あり		・ 設立要件を満たさない場合は、外国会社はRBIまたは中央政府の承認取得要

次にインドにおいて本社と独立した事業体を新設する場合の手法を説明する。インドにおいて独立した事業体を設置する場合、会社を設置する方法と有限責任事業組合(LLP: Limited Liability Partnership)を設置する方法とがある。日系企業のインド進出時に最も多い手法がインドに会社を設置して進出する方法である。有限責任事業組合に関しては限定的な進出時のみに利用されていると考えられる。独立した事業体での進出手法の特徴に関してはそれぞれ次のとおりである。

②独立した事業体での進出

	会社の設置		有限責任事業組合(LLP)
	完全子会社	ジョイントベンチャー	
特徴	親会社または持株会社などの特定の他の会社によって全ての株式を保有されている会社	2 つ以上の関係者が出資し、一定期間内に新しい法人を設立する事業提携	会社としての有限責任とパートナーシップ形態の柔軟性というメリットを合わせ持つ事業体
留意事項	外国会社は、会社法、FDI 規制のもとでインド国内に完全子会社を設立することができる。 なお、外国会社による一人会社は禁止されており、2 人以上の株主が必要。このため、グループ会社などを含めた企業グループ内で全ての株式が保有されることになる	外国会社は、会社法、FDI 規制のもとで、インド国内の企業とジョイントベンチャーを締結、会社を設立し、インドにおいて認められた事業を行うことができる	パートナー間の権利と義務については、双方合意の上、有限責任事業組合合意書に規定する(2008 年有限責任事業組合法)。外国からの有限責任事業組合への直接投資は、政府への事前承認が必要

なお、会社の設置に関しては、進出方法の観点からは上述の 2 分類となるが、インド会社法においては、①上場会社、②公開会社、③非公開会社、④一人会社の四つに分類されるれ、それぞれの社会的影響力に応じて内部

³恒久的施設 (Permanent Establishment) とは、一般に、事業を行う一定の場所と理解されている。従って、外国企業が支店や代理人、関連企業などを通じてインドでビジネスを行っている場合は、そのような PE が実質的な存在として認められ、インド当局から課税される可能性がある。子会社については、従属的な代理人として活動しない限り、すなわち本社から独立した活動を行っている認められる限り、PE の範疇からは除外される。

統制 (Internal Control) 等、さまざまなコンプライアンスの遵守が求められる。

- ①上場会社とはインドの証券取引所に上場している会社をいう。
- ②公開会社とは非公開会社（一人会社を含む）以外の会社をいう。多くの日系企業においてはコンプライアンスが緩和⁴されている非公開会社によりインドへの進出が行われている。
- ③非公開会社とは株式の移転が制限されており、また会社の発行する金融商品を公衆へ移転することが禁止されている会社のうち一人会社以外をいう。
- ④一人会社とは株主が1人の会社をいう。

⁴ 直近では、2015年6月5日付けでMCAより公表された非公開会社に対する緩和条件等あり:会社登記局(ROC)への要申請決議事項、一定条件での取締役への融資許可、株主からの預け金受入許可等